

第 1 回 地域福祉計画策定協議会議事録

日 時：平成 20 年 5 月 19 日（月）
10～12 時

場 所：市役所 第 10 会議室

出席者：13 名（事務局を除く）

事務局畔柳 ただ今より第 1 回の策定協議会を開催させていただきます。今日は初回にあたりますので、神谷市長よりご挨拶を申し上げます。

市長 どうも、皆さんおはようございます。
本日は大変お忙しい中、第 1 回目の地域福祉計画策定協議会に多数の皆様方のご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

近年、少子高齢化と核家族化が進んでまいりまして、市民のライフスタイルも様々になってまいりました。少子高齢社会の到来や行政への住民要望の多様化に対して、行政だけでこれらを支えていくという事は、もはや限界に達したのではないかと考えられるわけがあります。

また、社会の状況が、都市化とともに変化を致しまして、住民の助け合いの意識も徐々に薄れてきております。こうした中、地域における課題も福祉に止まらず、防災や防犯など多岐にわたっております。こうした社会情勢のもと、国においては平成 12 年に社会福祉法を改正されまして、行政・社会福祉協議会・地域住民が互いに手を取り合い、誰もが住み慣れた町で、安心して暮す事ができるような町づくり・しくみづくりを計画的に進める事を目的に、市町村に地域福祉計画づくりを求めました。

本市においては平成 16 年度に第 1 次安城市地域福祉計画を策定いたしました。その計画期間は、平成 17 年度から平成 20 年度の 4 年とされておりまして、その計画推進に取り組んで参りました。

今年度はこの第 1 次計画の最終年のまとめの年でございます、新たな計画づくりを行なっていく年にもなっております。このため公募委員でつくります策定委員会を中心に致しまして、町内会、町内福祉委員会、ボランティア団体など、さまざまな団体の皆様からそれぞれの課題やご意見を聴き取り致しまして、計画づくりを進めていきます。また、顧問としてご指導を賜ります日本福祉大学の丹羽典彦先生におかれましては、第 1 次の計画づくりの時から引き続き、本市の地域福祉の推進に関わって頂いておりまして、今回もご

指導頂けるという事で、大変心強く思っております。よろしくお願い申し上げます。

今日、お集まりの策定委員の皆様におかれましては、本市の地域福祉のあり方やその推進方法など幅広い視点からご審議を頂きまして、その方向性をお示し頂けます様に、よろしくお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

委員への委嘱状の交付

市長より杉本委員に代表で交付

委員の紹介（省略）

会長の選出と副会長の指名

事務局畔柳

本日は初めての協議会ですので、会長の選出から始めさせていただきます。

安城市地域福祉計画策定要綱第5条第2項により会長は委員の互選により定め、副会長は会長の指名により定めることとされています。なお、選出の手続きにつきましては特段の規定はございませんが、いかがお取り計らいでしょうか。

太田委員

社会福祉協議会の杉本さんになっていただくのがよいのではないかと思います。

事務局畔柳

ただいま、杉本汎平委員を会長にというご推薦がありました。いかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございました。

それでは、杉本汎平委員に会長をお願いします。

続いて、会長から副会長の指名をお願いします。

杉本会長

今日は欠席をされていますが、副会長として町内会長連絡協議会の鳥居玄根委員を指名させていただきます。

事務局畔柳

それでは、副会長として町内会長連絡協議会の鳥居玄根委員に副会長をお願いします。

ここで、会長にご挨拶をお願いします。

（会長あいさつ）

それでは、市長から会長に地域福祉計画の諮問を申し上げます。
よろしく申し上げます。

(市長が諮問書を読み上げ、杉本会長へ渡す。)

ではここで、市長につきましては、次の予定が入っていますので、退席させていただきます。(市長退席)

配布資料の確認(省略)

では、ここで本協議会の助言者をお願いしております丹羽(にわ)先生から、「第2次安城市地域福祉計画の策定に向けて」についてご講演をいただき、地域福祉計画についての理解を深めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

丹羽先生 講演「第2次安城市地域福祉計画の策定に向けて」

事務局畔柳 それでは折角の機会ですので、先生のご講演について何かご質問などあれば、ご発言願います質問もないようですので、「7 議題」に入らせていただきます。ここで、取り回しを杉本会長にお願いします。

(杉本会長による取り回しと、事務局による説明。)

事務局 資料の説明
成瀬・神谷

杉本会長 ご質問も特にないようですので、議題を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局畔柳 (今後のスケジュール等についての事務連絡)
では、長時間にわたりありがとうございました。

丹羽先生講演内容

あらためて、おはようございます。市長さんの冒頭のご挨拶の中の紹介にもありました第1次の市の地域福祉計画づくりから参画をさせていただいております。当時は、日本福祉大学の教員もやっておりましたが、この3月に65歳を越えましたので辞めまして、現在は非常勤講師という事で、まだ大学には、いるところでございます。

これから本格的に1年かけて皆様と一緒に地域福祉計画を作り上げていくわけでありましてけれども、この計画づくりに向けてということで、考えている案を述べさせて頂きたいと思っております。与えられた時間は40分という事でございますので、今日3ページにわたって書いておりますけれども、全部を説明しきれない部分があるかとは思いますが、概略をお話しさせていただくものであります。

◆ はじめに

“<はじめに>”というところで、メアリーリッチモンドの名言というのを挙げておきました。私は、福祉大学の教員になるまでは、愛知県社会福祉協議会に37年勤めておりました。民間活動の拠点という所でございます。その中で、私自身の座右の銘にしてきたのが、このメアリーリッチモンドの言葉の一つであります。

「一つの制度・法律を作った為に、100人のボランティアを失うとすれば、私は100人のボランティアの側を選ぶ」という言葉でございます。決してメアリーリッチモンドは、法律や制度・施策を否定しているものではありません。

時あたかも、また、私の話の最後にもお話しさせていただきますが、この3月末に厚生労働省が、これからの地域福祉のあり方に関する研究会を立ち上げられ、報告書が出されているわけでございます。その中にも、くしくも触れられているのが、国として色々な制度・施策を打ち出したけれども、なかなか制度・施策で救いきれない、あるいは、制度・施策の狭間にある存在を、地域住民の助け合いの中で解決していく方向、あるいはそういう方向を行政がどう支えていくのか、そういったことを目的にした研究会が立ち上げられ、報告書が出されたわけでございます。

そういった点で、制度・施策の充実とともに、100人のボランティア、「一つの制度・法律を作った為に、100人のボランティアを失うとすれば、私は100人のボランティアの側を選ぶ」、まさに、ボランティア（住民）の支え合いの活動が、今こそ重要な位置にあると思うところでございます。

1 少子・高齢社会を『5つ星社会』に

21世紀、“少子・高齢化社会を『5つ星社会』に”というのも、かねて言われてきたところでございます。詳細は資料を見ていただくわけでありまして。

第1の星は、見ていただいたとおりです。

そして、第2の星は、人生80年時代。障害を自分の人生に組み込む。誰もが年をとる、誰もが障害を持つ存在であるというところでございます。障害を他人事ではなく、自分の事として考えていく時代だという点であります。

3つ目は、バツカリ人生を克服。今、「団塊の世代」という表現が盛んに言われ

る今日状況でございます。「バツカリ」というのは、学校に行っている間は「勉強バツカリ」、仕事に就くと「仕事バツカリ」、しかし、定年になると後は「暇バツカリ」。こういった「バツカリ人生」というのが、20世紀型の典型的な日本人の姿でもありました。「21世紀はそれを変えよう」という部分でございます。それは、第5の柱にも続いていくわけでございます。

なお、第4の星の『ジェンダーフリー』社会。「育児も介護も家事もそして地域の活動も女性まかせ」これが20世紀型の日本の姿でありあます。今、名実ともに男女共同参画というところで、「育児も家事も介護も地域の活動も、男性も女性もともに参加する。参加できる社会に作り変える」という部分でございます。

それは併せて“血縁を乗り越えた『地域福祉を実現する』社会”というところにも係っている中身でございます。

2 改めて『福祉の語源』を考える

“改めて『福祉の語源』を考える”ある障害を持った人が、ここに書きました3つの言葉。(1)「普通に暮らせるしあわせ」(2)「不便さをクリアーする社会」(3)「普段から工夫する仕組み」。3つの言葉とも頭に「ふ・く・し」と韻をふんでいる言葉でもございます。それぞれ、ノーマライゼーション、バリアフリー、あるいは、誰かが年をとり障害を共有する支え合い・助け合いの必要性を強調している言葉でもございます。

なお、(2)で“「不便さをクリアーする社会、NHKハート展『僕という人間』”これは、実は安城市の障害者福祉計画の表紙の裏にも紹介された言葉でございます。見事にバリアフリーの精神を歌い上げている言葉でございます。

3 地域福祉計画策定の背景と基本目標

(1) 21世紀は「地域福祉の時代」

ところで、“地域福祉計画策定の背景と基本目標”に移らせて頂きます。まだ今年度は第1次計画の期間中であります。そして、来年度から新しい計画へ、ということになるわけでございます。また、1次計画も当然のことながら、21世紀の最初につくられた計画でありまして、今日2008年度というところに立ち至るわけでございますけれども、いずれにしても、「21世紀は地域福祉の時代」というふうに強調されてまいりました。

その中身をいう部分で「地域密着」というところもございまして、冒頭お話し申上げた「少子・高齢化」という部分もございまして。さらに、「市民自立のまちづくり」ということもとりわけ強調されているところもございまして、福祉のみならず、住民(市民)のニーズというのは、多様に充当的に重なり合ってくる中身がございまして。

そういう点で、福祉のエリアだけではなくて、「医療・保健・福祉+教育・住宅」そういったものの「ネットワーク化・総合化」というのが求められていく時代だ、という事でございます。「公民協働・パートナーシップ」これは、冒頭、私のメア

リーリッチモンドの話の中でも述べさせて頂いたところがございます。「行政取り込み型」から「パートナー型」。こうゆうふうな事が強調される中身でありますし、さらにもう一つのキーワードは、「住民参加」というところがございます。第1次計画におきましても、まさに「住民参加」ということで、計画づくりの段階から参加ということを強調される中身でありますけれども、計画の中身そのものにあっても「住民参加」、自分たちの町・自分たちの地域は、自分たちで守り・つくり・育てるという意思のもとに作り上げられる個人的な課題であります。

(2) 地域福祉推進の理念

そうした部分で、「理念」という部分では、今も強調しました「住民参加の必要性」あるいは、「ともに生きる」。高齢者も子供たちもそして一般の方々も含めて「ともに生きられる」「ともに生きる」。安心して生きられる社会づくり、地域づくりというところがございます。「男女共同参画」は、第4の星でも強調したところありますし、もう一つ新しく強調されているのが、「福祉文化の創造」。これも、既にお話しをさせて頂きました。地域の助け合い、あるいは、支え合い。伝統的に使われている部分では「おすそわけ」の活動。今風に言いますとボランティアの活動。ボランティア活動として強調される中身でございます。

(3) 福祉計画の基本目標

次のページにいきまして、「基本目標」という部分では、安城市内も1次計画の中でも、後で中間報告と言いますか、検討なり、進行状況の報告がされるわけありますけれども、計画作りでの段階でもいくつか新しい取り組み提示がされて、また実践も紹介されてきました。

またこの計画、4年計画の中での、4年目というところになる部分の中にも、新しい地域実践がいくつか作り出されてきております。ぜひ、そういうところをさらに広げていく部分にもなっていくわけでもございます。

項目としては、「一人ひとりの生活課題の達成へ住民が積極的に参加をする」という視点がいるという部分でありますし、そのためには、「利用者主体のサービスの開発や実現」が求められる。そして、先ほども一部言いました、「総合化・ネットワーク化」という部分が、直線的なサービスの部分でも高齢者・障害者・児童、あるいは、コミュニティ、そういった所でのサービスの総合、あるいは、総合化というのが求められていくというところでもありますし、教育・医療・住宅等に関連する生活関連分野との関連が求められていく中身が見込まれていくだろうというふうに思っています。

4 21世紀は「地域福祉」の時代づくり

(1) 改めて「地域福祉」とは

“改めて地域福祉、21世紀は地域福祉の時代”ということがございます。地域福祉計画というところになるわけがございます。主の計画をいうのはどういう側面を持つかをいう部分もございます。「地域福祉の計画」そして「地域の福祉計画」。こういう2つの内容を含むものでございますけれども、改めて「地域福祉」とは、

誰もが住み慣れた地域で、「ふつうの生活環境」が保持・確保できるようにすること。

(2) 「自立と自己実現」を支える社会

その中身は、「自立と自己実現」を支える福祉。「少子・高齢化」の話は、市長さんのご挨拶の中にもありました。二つ目（「家族形態の多様化・生活スタイル・意識」の変化）も同様でございます。そして三つ目が、「分権型社会」。そして社会福祉制度も色々な過去の過程を抱えながら制度の改革も行い。「すき間をどう埋めるのか」こういった部分の論議も進められているわけでございます。

(3) 求められる「21世紀の地域福祉」像は

明らかと言えば、「21世紀の地域福祉」像という部分で、ここに五つ挙げておきました。「健康で安心して人として人権が尊重され、生きがいと安心をもって生活ができるようにする」これは、社会福祉の目的というところでもございますし、それを実現する為には、住民が主体の福祉のシステムが必要という部分でございます。さらに、「自助・互助・公助・償助」。「償助」というのは、サービスを買うという部分であります。一般に売られているものを買う。（自助・互助・公助・償助とは）自らの事は自ら行い、そして地域のひとたちで助け合い、そして行政のサービス、さらにそれ以外のものを買えるものは買って、そしてそんな中で、社会全体で支えていく仕組み、こういうことになっていくわけでございますし、言われてきた保健・医療・福祉、あるいは住宅・教育といったものの「調和の取れた福祉」という事も求められてくる中身でございます。そして、「地域に根ざした特性を」と、これは市長さんの今回第2次の計画の諮問事項の中にも「安城市の特性に合わせた計画を作って欲しい」と、諮問事項にもあったところがございます。

(4) 行政計画としての市町村「地域福祉計画も第二次計画策定」へ

そうした中で、行政計画としての安城市の第2次地域福祉計画という所に、今日立ち至っていくわけでございます。

5 地域福祉をマネジメントする地域福祉計画のキーワード

そうした計画作りを前提にして、「地域福祉計画のキーワード」という部分を10個挙げておきました。「計画なくして活動なし」「調査なくして計画なし」など、色々な事を書かせて頂きました。

「計画なくして活動なし」これは、第1次計画の総括にも該当する中身でございますけれども、「計画がどこまで進捗したのか」あるいは「課題がどこまであったのか」、「こういう計画に基づいて活動を繰り返す」という部分でもありますし、「市民の共同意識・助け合い活動がどこまで進んだのか」というところでもございます。いずれにしても、「計画があつてその計画をどう実行するか」というプログラム規定を持つということでもございますし、そうした中で市民活動目標の共有化、色々な団体で取り組んで頂く、学校で取り組んで頂く、あるいは各種福祉事業者に取り組んで頂く、社会福祉協議会として活動を進め、こういう部分で展開されるわ

けでありますけれども、そういう市民レベルの活動目標を共有する。こういう点が第1の柱、キーワードであります。

「調査なくして計画なし」今回も大規模な市民意識調査が行なわれました。この「基本調査」といわれるものでございますけれども、言ってみれば、「第1次計画が市民にどれだけ受け入れられたか」と言いますか、「浸透したか」そして、「課題がどこに出ているのか」また、「示されているのか」というところを明らかにしているわけであります。計画そのもの、第1次計画のニーズのキャッチシステムという部分で、いくつかのところで提示はされましたけれども、今回の新しい計画づくりにも、まさに「ニーズのキャッチシステム」というものを「如何に、より市民レベルに落とししていくか」というところでもあります。

その他、いろんなことを書いておきました。ぜひそれはそれで見て頂けたらと思います。尚、10番目に「福祉でまちづくり」個別問題解決の中から福祉のまちづくり型。一人ひとりが多様なニーズを持ち、その実現を目指して、周りにサポートを求めていくわけでありますが、個々にどんな困りごとを持っているのか、それを皆で共有し、あるいは解決に向けた実現を図っていく活動、言ってみれば、「福祉のまちづくり活動」、社会福祉協議会が、多方で計画に基づいて色々な交付、町内・婦人会活動が展開されているわけでありまして。まさにそういう部分の「福祉でまちづくり」という視点をおいておくというのもキーワードの一つでございます。

6 第二次地域福祉計画づくりの課題と提言

(1) 第一次計画の進捗状況と評価の点検が必要

“第2次計画づくりの課題と提言”という部分でございます。既にお話しした部分もでございますけれども、“第1次計画の進捗状況と評価の点検が必要”だという点であります。後ほど詳細な進捗状況については報告がされるだろうと思っております。特に基本調査の中にも新しい課題、そして、それに基づく提言、第2次計画への取組みの必要性についても、一部最後ところで含まれている部分でございます。

社会福祉協議会も同期間で活動計画をつくり、その計画に基づいて、町内福祉委員会活動・広域社会福祉協議会活動というものを推進されてまいりました。尚、社会福祉協議会は、「第2次計画」という表記になっているわけでありまして、一部に「社協自らの財源をどうつくるか」とかいうような強化計画みたいなものが含まれた計画が、現在進行中の計画でもございます。こういった点で、単純に行政計画との比較ということにはならないわけでありましてけれども、先程来強調していますように「福祉でまちづくり」という視点で、包括したプログラムを準備し、また、それに基づいた実践、あるいは今回の第2次計画づくりでもそうした「町内委員会レベル」「広域社会福祉協議会レベル」の活動を全地域的に展開していく、その下地が今の計画の進行になっていると、この様な位置づけだと思っております。

(2) 第二次計画は【行政・社協の一本化計画】

「第2次計画」。これは市でいうと「第2次計画」ということになります。従来別々の計画であった、行政（市）の福祉計画と社会福祉協議会の活動計画の出発点を同一にするとともに、一体的な計画にする。一本の計画として今回は準備されて

きたという部分であります。そうした中でご案内とおり、福祉の世界でも、市の福祉部の計画、高齢者福祉の計画、子育て支援の計画、障害者は2つの計画をもっているとか、色々な部分が価値します。そういった中で共通する部分もあるわけでありませけれども、こうした中で今回第2次計画の位置づけという部分では、「社会福祉の総合計画」という位置づけを明確にしたいという点であります。さらに今準備されております「安城市次期基本条例との整合性」というものも、新しく課題として提示はされてきているわけでございます。また後ほどこの策定協議会の下に置かれることとなります地域会議、事業者会議、関係団体会議といったところが附属機関として設置がされていくわけでありませけれども、この本体の策定協議会とどう有機的に「関係させるのか」「連動させるのか」という部分が重要な課題だと思っております。とりわけ町内レベル・広域レベルで整備されている地域会議、ここで出されたニーズというものを、あるいは政策提言をいうものを、この本体協議会の方にどうとりまとめていくのか、というのも大きな課題だとうというふうに思っています。

(3) 改めて【地域における多様な福祉課題】の特徴

いずれにしても、“改めて【地域における多様な福祉課題】の特徴”という部分では、公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題が山積しているというところがございます。そして、公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題も山積してきているわけがございます。また、社会的な排除の対象になりやすい人やあるいは少数者、さらに低所得者の方々の問題。こういう問題を含めて多様な福祉課題がこの4年間という中にも出てきたわけがございます。四つ目の【地域移行】というは、精神障害をもった方々が、大規模な病院から、言葉は悪いかもしれませんが、大規模な施設を閉鎖して地域へ戻す、地域が受け皿になる。そういう精神障害を持った方々の受け皿としての地域という発想が強調されるところでございます。「これをどう受けて（計画を）立てるのか」こういう事も新しい課題というふうになっております。今年の3月31日、厚生労働省研究会から提言がされました。地域福祉計画の見直しのポイントとして、このような内容で出されたものが順に書かれている中身でございます。

(4) 地域における「新たな支え合い」活動の位置づけの明確化

「地域の生活課題に対応する活動」「住民が主体となる参加する場としての地域」「ネットワークで受け止められる活動」「地域社会の再生の軸としての福祉」、「福祉でまちづくり」、こういう部分になっていくわけがございます。

(5) 行政の役割とその明確化

そうした中で、こうした活動を本格的に全地域で実施するという事になれば、その中での行政の役割というところが出てくるわけがございます。そうした点で、既に大きく芽をひらいている安城市で言えば、町内や広域の福祉委員会活動。それをさらに活発化させる、あるいは、取組みにも多少のデコボコがあるようでございます。地域の特性という部分による活動の違いは勿論あるわけがございますけれども、そうした他の地域での教訓をどう広げていくのか、またそれを支援する条件と

いった部分が、今回の計画の中にも求められていくのだらうと思っています。

二つ目は、発見する為「ニーズのキャッチシステム」という事を申し上げました。とりわけ今日、「安全・安心を担保する」という部分で「新しい課題に新しいチャレンジを」そういった部分を強調されるところでございます。

三つ目が、“適切な【計画圏域】の設定”というのがございます。第1次計画というのは、基本的には市を網羅する市の地域福祉計画でございます。今回の研究会提言は、広域レベル・町内会レベルなどそれぞれの圏域が本来あって、それぞれの役員が配置され、活動が展開されていますけれども、そうしたそれぞれの圏域レベルの特性やネットワークをいかに公表していくのか、という部分もでございます。幸いにして、安城市の広域社協を例に、あるいはその基になる町内会・町内委員会活動といった実績がありますので、当然のことながら今回はそのあたりも一つの焦点に、地域会議という意味では、そのレベルで決定されるというところでございますので、そうしたとこととのパイプ、これが求められる課題とも思っているところでございます。

そして四つ目に、“地域福祉を推進するための環境整備”という点で「情報の共有・活動拠点・地域福祉コーディネーターの確保・活動資金」という部分を行政としてどの様にサポートしていくのか。つい最近、桜井地区にも支援センターが設置され、拠点作りという部分では推進されていますが、これからの新しい計画期間の中にもそうした配置がされていくのだと思います。そういう部分で期待をしたいところでございます。

7 改めて 地域福祉計画策定への課題

“改めて、地域福祉計画策定への課題”という部分について。本来の協議会そのものもそうでありまして、先ほどのいくつかのレベルで設定をされる会議もそうでもありますけれども、含めて「計画策定のプロセス」が地域福祉の推進にあたり、「情報の共有」あるいは「目標の共有化」というところになっていくものだというふうに思いますし、またそういう事が次の“「住民参加のない計画は地域福祉計画にあらず」”というところでございます。

“「計画内容の総合性」”という部分では、冒頭から強調しておりますけれども、いわゆる行政の縦割りというもの、あるいは、その行政の縦割りにくっ付いた市民活動という部分もあつたりします。それを乗り越えられる計画にどうしてしていくのか。これも大きな課題だというふうに思っています。

四つ目は、パートナーシップの更なる推進というところでございまして、ここでは“可能性”と書きましたが、行政・社協・ボランティア・NPO、まさに市民の力量が問われる。こういった部分になるであろうというふうに思っています。

新しい計画作りの際にも、策定協議会あるいは地域会議がどういう内容であったのかという、積極的な情報が発信されております。今回の第2次計画づくりにおいても、色々なレベルの会議も含めて情報公開と言いますか、それを市民に提示していく事が、改めて求められていくのだらうと、このように思っているところでございます。

いずれにしても皆様方のこれから1年間、いろんなレベルでの、合わせて3者と

いうことを含めて、取組みが求められているところでございます。私自身もその一端を担わせて頂きたいと思っております。資料を説明しただけに終わりました。限られた時間の中で恐縮ではありますが、また、協議会やいろいろなレベル会議にも一緒に参加をさせて頂き、勉強させて頂きたいと思っております。

以上、私のお話とさせていただきます。ありがとうございました。